

統制のバリエーション、現状、未来

2021年1月15日 継続的な安全性向上に関する検討チーム
慶應義塾大学法学部 大屋雄裕

●統制とそのバリエーション

(定義)

統制……他者の行動を変容させようとする試み一般

規制……法による権利制限・義務賦課を行なうもの

財政……正負の金銭的インセンティブによるもの

公表……情報公開によるもの

規制はどのように機能するか……事後規制の事前規制への転化 (図1)

法の基本的な機能形態＝事後規制 (control *ex post*)

典型：「人を殺したものは死刑に処す」＝要件効果の指定、政府による裁定と実現
これ自体は対象の性質を問わず実現され得る

予期的主体の存在 → 事前規制 (control *ex ante*)

「人を殺すと死刑になる」(予期) → 「やめておこう」(行為の調整)

前提：予期可能性、回避可能性……将来を予想し事故に配慮する主体の必要性

問題：誤反応

「やめておこう」or「気付かれないようにやろう」……corpus delicti とジョン・ヘイグ

同時に＝規制の自由保障機能

アンティゴネーと市民的不服従……問い直しとしての違法行為

マッピング

規制……要件・効果を政府が独占的に実施、事前規制への反応を期待

財政……要件・効果を市場と競争的に実施、事前規制への反応を期待

公表……要件のみを競争的に実施、効果も分散した諸個人に依存

●規制官庁は規制的か？

自己認識としての「規制機関」

「ハードな消極的警察規制」

「安全上必要不可欠な最低限度のレベルを超えた領域には関与する権限を有していない」

「基準を超えた領域への規制機関の関与は極めて謙抑的」

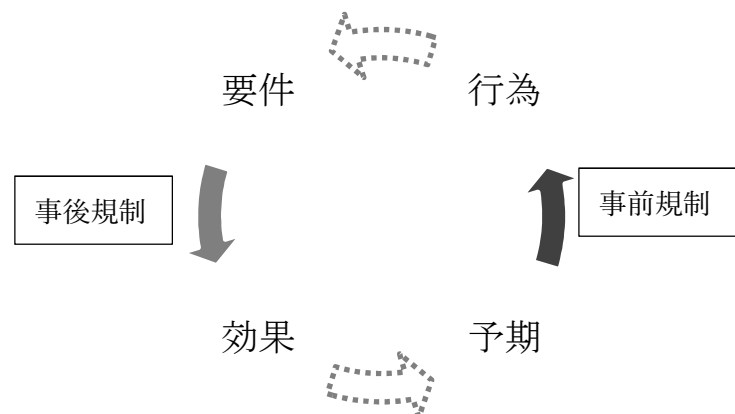


図1

事後規制の事前規制への転化

	選好	反応	行為	仏	行為
遊ぶ・○	1	×	×	○	1
遊ぶ・×	3	○	2	×	×
勉強・○	2	○	1	○	2
勉強・×	4	×	×	×	×

図2 予期構造の変容（宮台真司『権力の予期理論』（勁草書房、1989年））

予期間違いの問題

権力……反応の予期による行動の変容

存在しない権力を存在すると思い込む場合（仏教員事例）

反応を読み違えると、本来は不要な行動変容が生じる
典型的な原因……公表されない基準・動作＝萎縮効果

形式的な規制

立法だが主として公表的な効果を想定していると考えられる例

多く議員立法による宣言的法律 eg. 古典の日に関する法律

著作権法における違法ダウンロード犯罪化（プライバシーとの抵触）

●課題の整理と対応

統制の目的……他者の行動変容の実現

そのための手段のバラエティとして規制・財政・公表などがある

有効性……特に対象の状況により動的に変動

静的なルール of 制定・公表ではなく、動的な統制のマネジメント

ただし、その健全性維持のために予告・公表が重要な手段であることを踏まえるべき

マネジメントの手段としてのモニタリング

評価の手法とコスト＋評価が目的ではないことの理解

静的な規制と動的なマネジメントの境界線？

費用便益分析……同種の便益同士の比較 or 換算基準

想定される被害の種別？……生命・健康、財産、機会 etc.

予期の確実性？……known knowns / known unknowns / unknown unknowns

参考：大屋雄裕「行政手法としての公表：権力の新たな形態か〔特集：自治体行政における「公表」〕」
『都市問題』2021年2月号、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、近刊。